

第2回委員会の主な意見等

(土砂災害警戒区域)

- 土砂災害警戒区域の指定基準に該当しない個所で発生する土砂災害について、引き続き技術的な検証に努めるとともに、警戒の呼びかけ方等を検討するべきである。

(ハザードマップ)

- 住民の土砂災害の認識率を向上させるためにも、ハザードマップの整備を推進するべきである。
- 市町村がハザードマップを作製する際に、土砂災害の専門家の知見が活用できるような環境整備に取り組むべきである。
- ハザードマップは作成・配布するだけでなく、住民等へ内容の説明を行ったり、現地の確認を住民等と行ったりするなど、積極的に活用されるべきである。

(土砂災害警戒情報等)

- 土砂災害警戒情報は、警戒レベルの取り組みと連携していることから、単なる情報の正確度向上にとどまらず、避難の高度化にも取り組んでいるという趣旨を再認識するべきである。
- 土砂災害警戒情報が発表されてから実際に災害が起こるまでの時間（リードタイム）の長短に関する記述をもう少し明確化できないか検討するべきである。

(警戒避難体制等)

- 指定避難所に避難するまでに遠距離の移動を強いられることは起こりえる。
- 地域住民等が地区防災計画等を検討する際に、土砂災害の専門家の知見が活用できるような環境整備に取り組むべきである。
- 夜や雨が激しく振っている状況等における避難行動のあり方について検討するべきである。

(その他)

- 地区の住民の防災意識を喚起・醸成するため、今後も関係機関と連携して防災教育を推進するべきである。
- 令和元年東日本台風等で発生した土砂災害について、土砂災害警戒区域に指定されていない個所で土砂災害が発生しているという情報が独り歩きしてしまっている印象もあるため、答申には分析結果をしっかりと記載すべきである。